様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年12月11日    　　経済産業大臣　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）かぶしきかいしゃうぃじょなりーちーむ  　　　　　　　　　　　　　　　一般事業主の氏名又は名称 株式会社wesionaryTEAM  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）ながた　いちろう  　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合）代表者の氏名 　 永田 一郎  住所　〒150-6139  東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  渋谷スクランブルスクエア 39F WeWork  法人番号　4011001132232  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進方針とその進め方 | | 公表日 | 2024年10月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ウェブサイトにて公表（1. DX推進方針）  https://wesionary.team/dx-policy | | 記載内容抜粋 | ・企業経営の方向性（経営理念）  テクノロジーで企業や個人がつながり互いの強みで補完しあい、効果的に新しい価値を市場に提供する  ・デジタル技術活用の方向性  AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）などのデジタル技術を活用し、顧客やパートナーとの関係強化を図りながら、業務変革と新事業の創発を推進し、企業成長を実現します。  2034年までに、新たな価値創造をリードするカンパニーとして、クライアントのビジネス変革と社会のイノベーションを牽引します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社は取締役会非設置会社のため、取締役会に準ずる機関である経営会議において決定・承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進方針とその進め方 | | 公表日 | 2024年10月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ウェブサイトにて公表（2. 実現するための戦略）  https://wesionary.team/dx-policy  2.1の詳細は当社ウェブサイトにて公表しています。https://wesionary.team/service  別添「株式会社wesionaryTEAM DX活用の戦略1.PDF」参照 | | 記載内容抜粋 | 2.1 DX活用の戦略1：課題解決やソリューション提供に向けた取り組み データモデリングを通じ、クライアントの業務プロセスを分析し、クライアントの必要なデータと目指すべき姿を描き、DX化による付加価値を創出します。  Step-1 現状課題とあるべき姿の策定  クライアントの顧客、商品・サービス、組織などのリソースと業務プロセスのニーズや課題を深く分析し、DXで実現したい姿を策定します。  Step-2 データモデリング  当社は、既存データを活用する仕組みを新たなビジネスプロセスとして再定義することがビジネスプロセス変革に不可欠だと考え、早期にデータモデリングを実施します。  ・現状（As-Is）のデータモデリング  現行の業務プロセス上でリソースがどのように使用されているかをデータモデルとして描きます。  ・あるべき姿（To-Be）のデータモデリング  現状の課題を踏まえ、顧客、商品・サービス、組織などのリソースについて、理想的な姿を再定義したデータモデルを描きます。  Step-3 デジタルデータ  データモデリングに基づき、以下の作業を行います：  ・データの設計：ソース、属性、必須項目、型、出現タイミング、主キーの設計 ・データの整形：データの完全性を評価し、入力ルールに従ってデータを整形 ・データの収集：非デジタルデータや他システムのデータを効率的に自動収集する仕組みの構築  Step-4 デジタルデータを活用するシステム構築  収集したデジタルデータを可視化または制御するためのAIモデルを用いて処理を行うシステムを構築します。クライアントと協働し、アジャイル開発手法を活用することで、仮説検証と学習のサイクルを迅速に回し、短期間で開発サイクルを繰り返します。  Step-5 運用・内製化支援  クライアントのDX人材を育成し、自立的かつ継続的にDXを遂行できる体制を構築します。 2.2 DX活用の戦略2：業務のデジタル化推進 業務の効率化と品質向上を目指し、デジタルツールやAI技術を導入します。これにより、業務内容や業務時間をデータ化し、モニタリングと評価を行い、内部からDX推進を実現します。具体的な施策は以下の通りです：  ・業務プロセスとシステムを精査し、デジタル技術導入による改善点を特定します。  ・デジタル技術の導入に伴い、業務の変更や新規定義を行い、適切な業務マニュアルとルールを策定します。  ・デジタル技術導入による業務効率化と品質向上の効果を定期的に測定/評価します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社は取締役会非設置会社のため、取締役会に準ずる機関である経営会議において決定・承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ウェブサイトにて公表（3. DX推進体制） | | 記載内容抜粋 | DXの推進責任者と推進部門の設置  DXの推進責任者として代表取締役が兼任します。デジタル技術やデータ活用に精通した人材を集め、各事業部と連携してDXプロジェクトを推進します。また、弊社のシステム開発支援を担当するプロダクトマネジャー部門では、お客様や社内外のパートナーとともに、デジタル技術を活用した革新的なソリューションのアイデアを創出し、DXの推進に取り組みます。  DXの推進に必要な人材を育成  DXの推進に必要な人材を育成するため、社員にDXに関する基礎教育を実施し、知識やスキルの向上を図ります。また、DXに関心や能力の高い人材を積極的に採用・配属し、DXの推進に携わらせます。具体的には、全社員を対象にDXの基礎知識やデジタル技術の概要を学ぶ教育や研修を行います。さらに、DXに特に適性のある社員には、配置転換や情報共有を行い、DXプロジェクトへの参加を通じて実践的なスキルを身に付けさせます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ウェブサイトにて公表（4. 環境整備方針） | | 記載内容抜粋 | 弊社では、デジタル技術の活用に向けた環境整備を積極的に推進しています。これにより、時代の変化に柔軟に対応し、常に最前線でのサービス提供を実現しています。お客様のビジネスの成功と共に、私たちも成長し続けるための取り組みを継続して参ります。  ・最新のクラウド技術を活用し、柔軟な業務環境の構築を進める  ・データ分析やAIを活用した先進的なツールを導入する  ・データモデリングやAI技術を組み込んだDX推進サービスを提供できる体制を構築する  ・セキュリティソフトウェアを最新化し、各種セキュリティシステムを導入する  ・デジタル技術を適切に活用できるよう、継続的な教育や研修を提供する  ・外部との連携を強化し、様々なパートナーやベンダーとの関係を最適化して、最新のデジタル技術や情報を迅速に取り入れる |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進方針とその進め方 | | 公表日 | 2024年10月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ウェブサイトにて公表（5. 達成指標）  https://wesionary.team/dx-policy | | 記載内容抜粋 | DX推進の達成指標は以下の通りです。進捗を評価するために、以下の指標によって評価・フィードバックを繰り返していきます。  その１　DX支援プロジェクト関連の売上金額を拡大  DX支援プロジェクトの売上拡大を目指します。  ・指標：お客様満足度、DX支援ソリューションの利用率、DX支援の売上高 ・評価方法：お客様からのアンケートやインタビュー、DX支援ソリューションの利用状況や効果の分析、デジタルソリューションの売上高の比較  その２　業務デジタル化を推進  デジタルツールやAI導入により、業務内容や業務時間のデータ化し、モニタリング・評価を行います。  ・指標：業務内容の稼働率、業務時間の削減、システム不具合の減少 ・評価方法：業務内容の計測や比較、業務時間の計測や比較、システム不具合の発生件数や原因の分析、システム品質の評価基準や評価結果の分析 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年10月30日 | | 発信方法 | 当社ウェブサイトにて公表(代表取締役より言葉)  https://wesionary.team/dx-policy | | 発信内容 | 当社は、企業としての成長と社会貢献を同時に実現するため、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進を経営の柱として位置付けています。  DX推進は単なる技術の導入ではなく、企業文化や業務プロセス、そしてビジネスモデルそのものの革新をも意味します。そのためには、各部門の協力はもちろん、何よりも実務執行総括責任者による戦略的なリーダーシップが不可欠です。  DX推進方針は、経営理念に基づき、テクノロジーによって社内外のすべての関係者と協働し、新しい価値を創造することを目指しています。  顧客、パートナー、そして社員一人ひとりがデジタル技術を活用して持続可能な成長に貢献できるよう、業務の効率化、意思決定の迅速化、そしてサービスの向上を追求します。  特に、DX推進室のもとで策定されたデータドリブンな戦略により、データモデリングとAIを活用した業務プロセス変革を推進し、効果的なDXの実現を図ります。  DXの推進は一朝一夕で完了するものではありませんが、  当社は変革への覚悟と情熱を持ち、クライアントとともに成長するリーディングカンパニーを目指します。  全社員がこの方針を共有し、DX推進のために各自の役割を全うすることで、新しい時代に適応した強固な企業体制を築き上げましょう。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 代表取締役自身により、IPA自己診断チェックシート（DX推進指標）にて現状の課題を把握しています。  自己診断の入力サイトからの提出済みです。  受付番号： 202411AH00002509 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年3月頃　～　現在 | | 実施内容 | ・ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）  認証番号:GIJP-0784-QC/IC ISO/IEC 27001:2022年6月に取得  ・社内外のセキュリティ対策を一元的に担う独立した組織を設立する（DX推進室にて担当）  ・当社に所属する社員、非常勤職員、ビジネスパートナーに対して、年1回以上のセキュリティ研修を実施する（情報セキュリティ基本方針の確認及び最新のサイバー知識習得の研修を実施予定）  ・SECURITY ACTION 制度に基づき「二つ星の宣言を行っている」(2021年6月頃　～　現在継続中）（自己宣言ID：40164427768）  別添「株式会社wesionaryTEAMセキュリティ基本方針.PDF」を参照。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。